

電子媒体 (CD-R) での提出方法について

請求データを電子媒体に格納して、請求を行なう方法です。

電子媒体 (CD-R) で請求を行なう為には、請求情報入力ソフトが必要になります。なお、提出された電子媒体 (CD-R) については、返却しません。

- ① 1 事業所番号、1 枚の CD-R にて請求を行いますが、介護給付費と主治医意見書作成料の請求は、それぞれ別の CD-R に分けて作成してください。
- ② CD-R に複数ファイルが存在してもかまいません (月遅れ分、給付管理票と請求等)。但し、複数事業所番号の請求を 1 つの CD-R に格納することはできません。
- ③ CD-R の中には CSV ファイルのみを格納してください。拡張子が CSV ファイル以外のファイルやフォルダを入れた場合は読込されませんのでご注意ください。
- ④ 請求可能な CD の種類は CD-R (CD-RW や DVD-R 等は不可) のみです。
- ⑤ CD-R には下記を参考に必ず表ラベルに油性マジック等で記入してください。(オートローダ読込時エラーとなるため、シール貼付不可)
- ⑥ CD-R は返却いたしませんので、提出するデータのバックアップを取り、必ず保管してください。

【ラベル記入例】

① 介護給付費請求の場合



② 主治医意見書作成料請求の場合



※ CD-R がエラーで読込みできない場合、事業所に連絡し再提出を依頼しますので、CD-R に連絡先電話番号と担当者名をご記入ください。

作成した CD-R は、請求提出締切日 (毎月 10 日 (10 日が土日祝日であれば、前の平日) 17 時) までに、国保連合会へ持参、または締切日必着で国保連合会へ郵送をお願いします。医療機関等が医師会経由で提出される場合は、医療レセプトとは必ず封筒を別にし、封筒に「介護保険請求」と記載の上ご提出をお願いします。

郵送先： 500-8385

岐阜県岐阜市下奈良 2 丁目 2 番 1 号 岐阜県福祉・農業会館 4 階
岐阜県国民健康保険団体連合会 介護・障害課宛